

大井町シティプロモーションロゴマーク使用ガイドライン

大井町ではシティプロモーションの取り組みについて統一性を持たせて進めるために、住民、事業者、町職員で構成されるワークショップや町民投票等を通してキャッチコピーを「OH! いいまち」と定め、これを発信するためのロゴマークも決めました。

このロゴマークを広く活用いただくために、使用にあたってのガイドラインを以下のとおりまとめました。

1. キャッチコピー及びロゴマーク

(1) キャッチコピー

OH! いいまち

生活の中心となる大通りを中心にゆるやかな時が漂う里山風景と実り多い田園風景が広がる町。

自然からの恵みと利便性が背中合わせで、様々な要素があふれ、程よい生活が送れる場所、それが大井町。

そんな大井町を文字って、「おお！^い良い町」＝「OH! いいまち」と表現しました。

(2) ロゴマーク



キャッチコピーをもとに、恵まれた自然環境、町民の人柄に触れながら、安心と笑顔に包まれ暮らすことができる「OH! いいまち」を視覚化しました。

大井町の恵まれた自然を象徴するひょうたん、水仙、稲穂、里山や川を用い、町民の人柄を「笑顔」として表現し、シンプルに構成しました。

2. 権利の帰属

ロゴマークの権利は、大井町に帰属します。

3. 使用の原則

ロゴマークは、町民のまちへの愛着や誇りを高めるとともに、大井町のイメージや認知度を高めることを目的に使用することができます。皆さんのアイデアで、様々な場面でご活用ください。

なお、使用前には、「大井町シティプロモーションロゴマーク使用届出書」を企画財政課へ提出してください。

ただし、町が主催又は共催する事業は除きます。

4. 使用の目的

どなたでも自由に無料で使用できますが、次に該当する場合（あるいは該当する可能性がある場合）は、使用できません。

- (1) 大井町の信用や品位を損なうおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 商標又は意匠に相当するものとして、独占的に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党、思想又は宗教団体の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (5) 定められた使用方法によって使用していないと認められる場合
- (6) その他町長が適切でないと判断したとき

5. 使用条件

- (1) ロゴマークの色は、基本色での使用を原則としますが、場面や背景に応じて単色で使用することもできます。

〈黒色〉



〈白色〉



- (2) ロゴマークの独自性を損なったり、誤った印象を与えたりしないように、改変するなどロゴマークのイメージを損なうような使い方は避けてください。

【使用禁止例】

- ・変形（斜体、長体、平体）
- ・回転
- ・ロゴマークの一部だけを使用
- ・異なった書体を使用するデザイン

6. その他注意事項

- (1) キャッチコピー及びロゴマークの使用によって生じる問題について、大井町は一切関知いたしません。
- (2) ロゴマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な処置を行ってください。

7. 問い合わせ先

大井町役場企画財政課